平成１９年１２月　5日

中央教育審議会　教育振興基本計画特別部会における意見陳述

全国養護教諭連絡協議会

改正教育基本法等を踏まえた教育振興基本計画特別部会の審議に関して、それぞれの立場で自己実現を目指しながら、社会の一員としての自覚と責任を持って生きる国民を育成するために、子どもの心身の健やかな成長を願い、健康の保持増進にあたる養護教諭の立場から意見を述べたい。

社会が急激な変化を遂げる中にあって、子どもたちには基礎基本を確実に身に付け、社会の変化に対応できるように、生きる力を育成することが必要である。そのためには、生きる力の基盤となる健康教育の充実が必要であり、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成するための取り組みの具体的施策が必要である。

重点的に取り組むべき事項について（案）

1　社会全体で教育の向上に取り組む

（２）家庭の教育力を向上させる

教育の第一義的な責任は保護者にあり、地域や家庭における人間関係の希薄さや教育力の低下が、コミュニケーション能力の低下や、基本的な生活習慣の確立等を妨げている。

保健室では、子どもたちの心身の健康問題に関して保護者からの相談が増加しており、内容も多様である。すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるように学習機会の提供など社会的な環境づくりを推進していただきたい。

2　個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

（２）　規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

◇　**いじめ等の問題行動に対する取り組みの充実を図っていただきたい。**

養護教諭の支援を求めて保健室に来室する子どもが増加しており、保健室来室理由の４割は心の健康問題だといわれている。養護教諭は、いじめや不登校等心の健康問題に教職員・保護者・スクールカウンセラー・地域の関係機関等と連携して子どもたちを支援している。今後も、これらの心の健康問題の未然防止・早期発見・早期対応につなげる取組はさらに重要となるため、校内組織体制の充実や地域の関係機関等と

の連携体制づくりへの支援を図っていただきたい。

養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめ等心の健康問題が係わっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり・・・（H9　保体審答申）

（3）優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる

◇　**教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等**

教師が子どもと向き合う時間を確保するためには、教職員の定数改善を図ることが重要である。

子どもたちの心身の状況の変化や、保護者･社会からの要請が多様化する中で教育職員である養護教諭の仕事は多岐にわたっている。保健室で心身の健康問題や特別に支援を必要とする子どもたちに対応する一人当たりの時間が増え、一人の養護教諭では十分な対応を図ることが困難な状況にある。一人一人の子どもにきめ細やかな支援を行うために、教職員の定数改善を図り、養護教諭の複数配置の拡充を促進していただきたい。

◇　**教員養成・研修の充実**

学校教育が抱えている複雑化･多様化した課題に適切に対応できるようにするために、教員の資質向上策を推進していただきたい。その際、教育職員である養護教諭の専門職としての資質向上を図るために、養護教諭の初任者研修・経験者研修等の現職研修の充実を図るための法整備を行っていただきたい。

さらに、養成教育の充実段階が重要であることから、養護教諭の養成大学において「指導法に関する科目」の設定等養成課程の充実を図っていただきたい。

また、教諭等を養成する大学においては、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの設定をしていただきたい。

（4）教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させる

◇　**教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実**

各都道府県教育委員会には、学校保健を担当する指導主事として、養護教諭や一般教諭などが充てられている。今後、いじめや不登校などのメンタルヘルスやアレルギー疾患などの現代的な健康課題の解決を図り、学校保健活動を充実させていくためには、指導主事の適切な指導・助言が必要であり、養護教諭出身の指導主事はもとより、養護教諭出身以外の指導主事などの学校保健にかかる資質の向上を図っていただきたい。また、指導体制の充実を図る観点から学校保健を担当する指導主事の複数配置や退職養護教諭の活用をしていただきたい。

学校保健担当指導主事は、各学校の状況の適切な把握や、改善のために指導・助言はもとより、地域学校保健委員会、学校保健委員会の活性化を図る方策等を考案し、

各学校での取組を促進できるように指導の充実を図っていただきたい。

（６）特別なニーズに対応した教育を充実する

◇　**特別支援教育の充実**

子どもたちの障害の状態に応じた適切な支援を行うためには、子どもたちと向き合う時間と人が必要である。養護教諭は子どもの心身の健康に関する支援や保護者・教職員への健康相談活動、医療や福祉機関との連携等に当たっている。また、特別支援コーディネーターなど校内組織の下で直接指導をおこなっている。

学校内の組織体制を整備するとともに、学校全体での取り組みを推進していただきたい。

資料　教育振興基本計画特別部会

全国養護教諭連絡協議会「18年度職務に関する調査」

1 保護者の相談活動

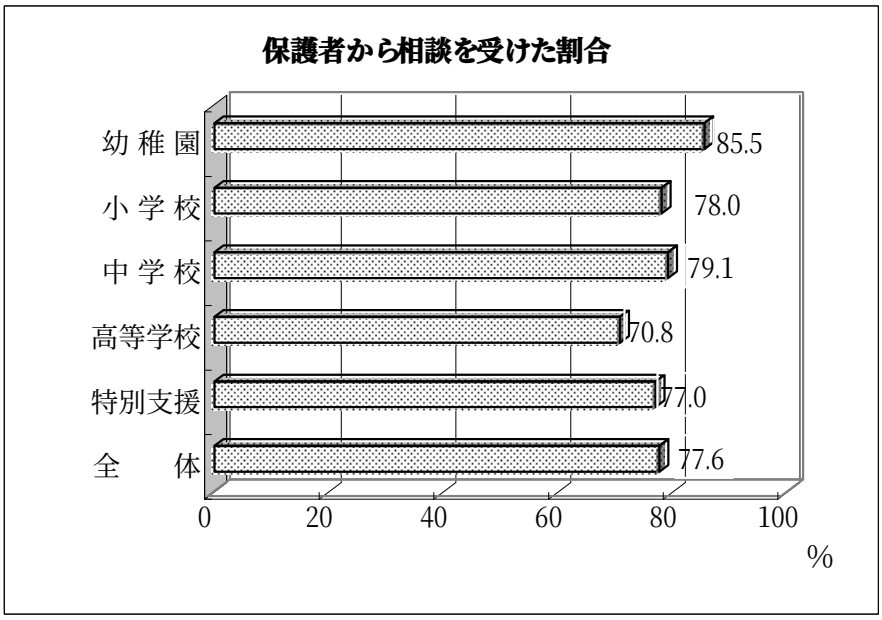

○　**「保護者から健康相談を受けたことのある養護教諭の割合」を校種別に見ると、幼稚園が85.5%で一番高い。次いで、中学校が79.1%、小学校が78.0%、特別支援学校が77.0%、高等学校が70.8%の順である。**

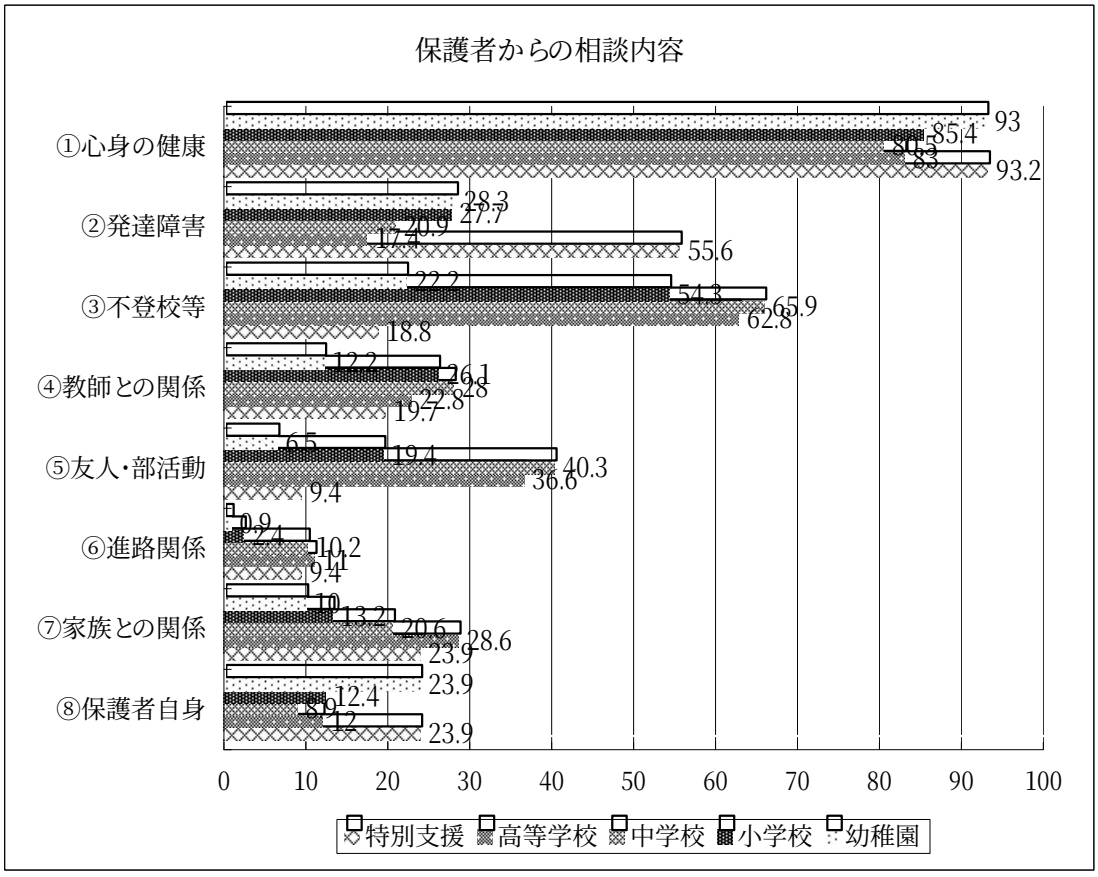

○　**保護者からの相談内容は、各校種及び園とも「心身の健康」が最も多かった。**
「不登校等」小･中･高等学校に多く、発達障害」は特別支援学校に多かった。

2 継続している健康相談活動

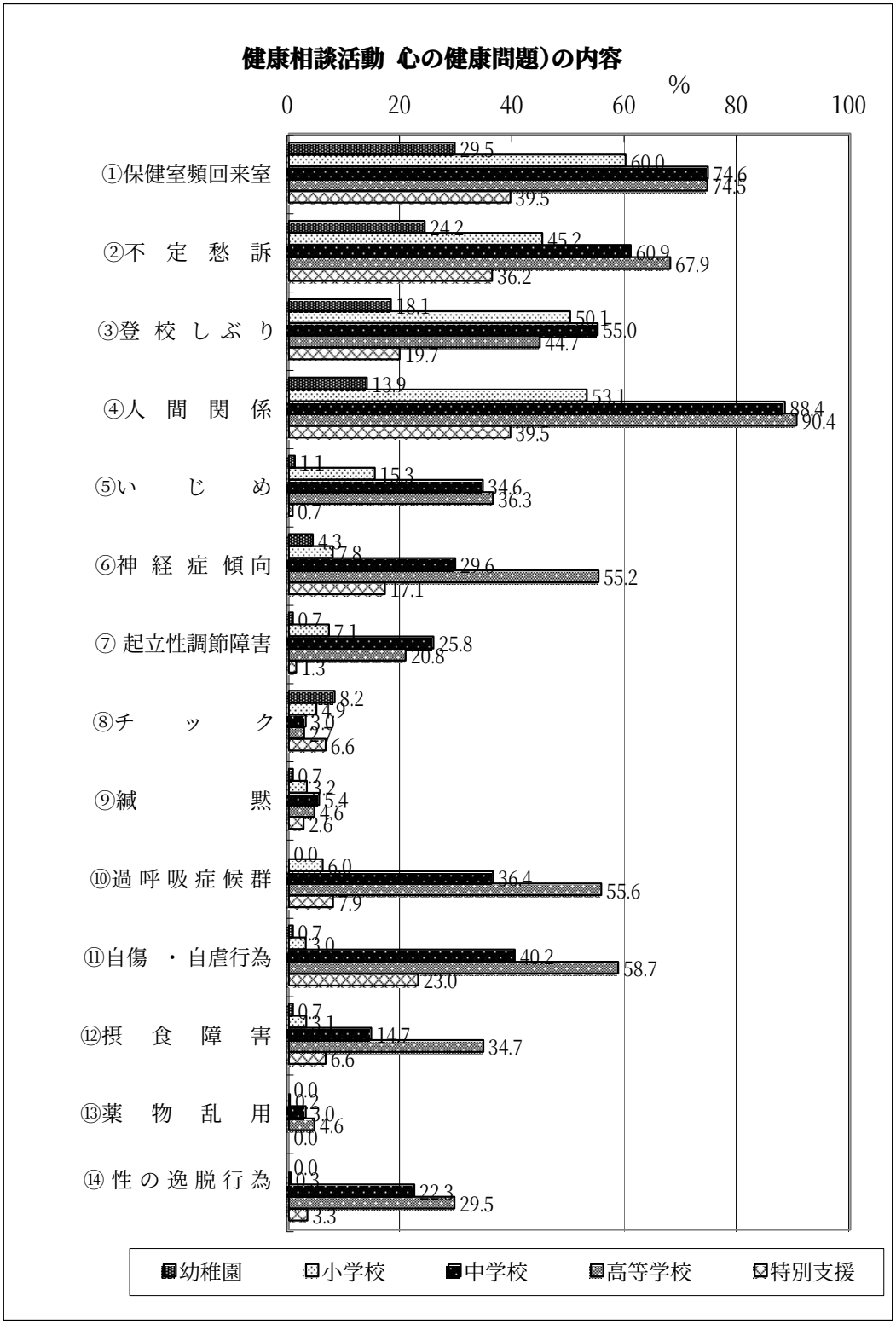

3 複数配置の状況

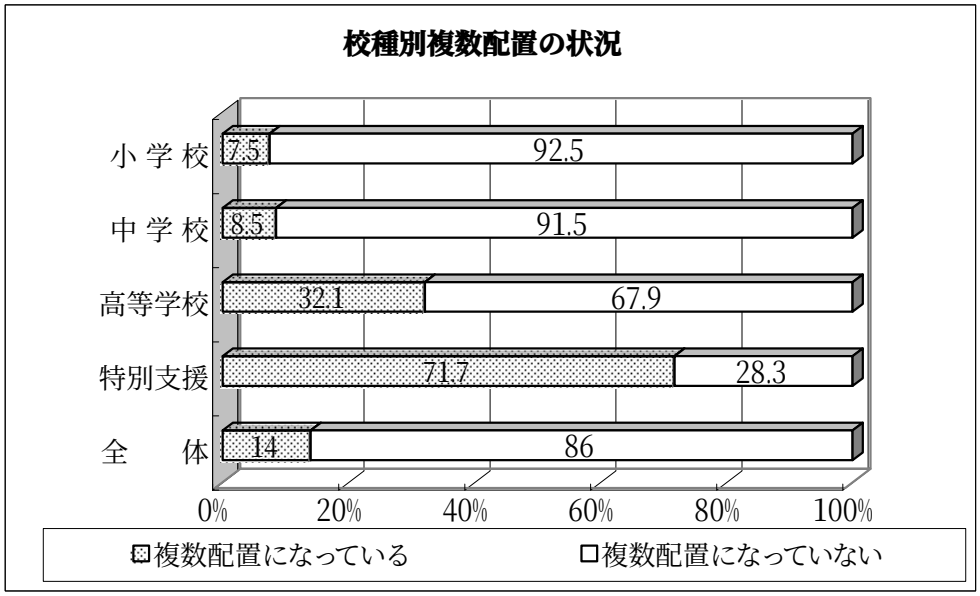

○　「一年を通して、養護教諭が複数配置になっている学校」を校種別に見ると、特別支援学校が71.7%で配置率が最も高い、次いで高等学校32.1%、中学校8.5%、小学校7.5%の順である。

複数配置のメリット

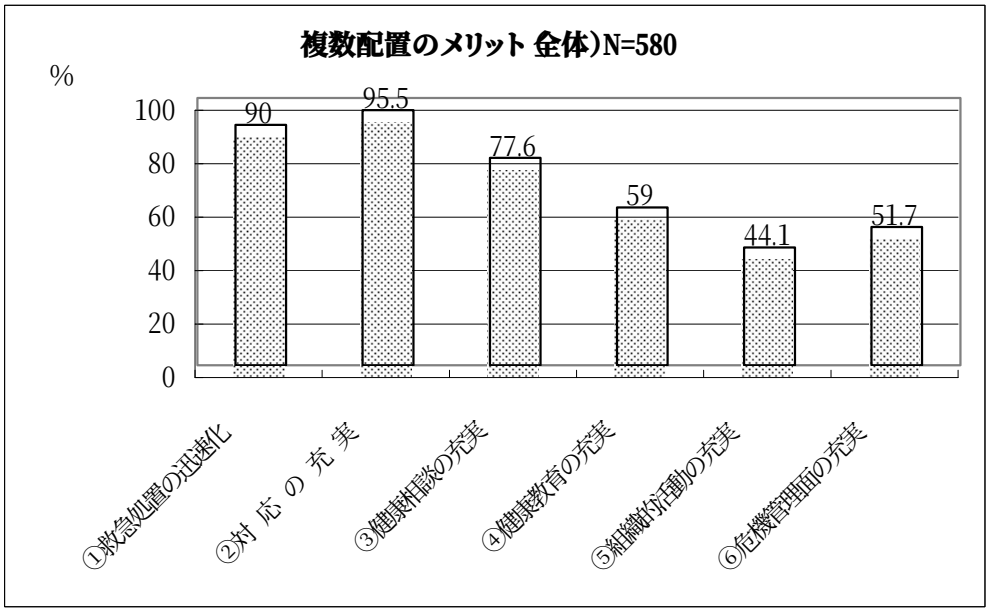

○　複数配置のメリットは、どの校種も「対応の充実」の割合が高い。次いで中学校79.1%、小学校78.0%、特別支援学校77.0%、高等学校70.8%であった。

18年度 全国養護教諭連絡協議会　養護教諭の職務の調査」から
調査数　幼稚園　281人 小学校　2, 292人 中学校　1, 050人
高等学校　655人　特別支援学校　152人